

13. 保険会社及びその子会社等の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	前連結会計年度 (自平成15年 4月 1日至平成16年 3月31日)	当連結会計年度 (自平成16年 4月 1日至平成17年 3月31日)
経常収益	5,090,418	4,779,180
経常利益	275,373	239,115
当期純剰余	99,349	139,896
総資産額	29,718,275	29,915,699

(2) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

項 目	前連結会計年度 (自平成15年 4月 1日至平成16年 3月31日)	当連結会計年度 (自平成16年 4月 1日至平成17年 3月31日)
連結される子会社及び子法人等社数	9社	9社
持分法適用非連結子会社及び子法人等社数	0社	0社
持分法適用関連法人等社数	7社	8社

(3) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成15年度	平成16年度	科 目	平成15年度	平成16年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	292,453	198,267	保険契約準備金	26,523,349	26,486,069
コールローン	337,000	254,000	支払準備金	313,187	274,269
債券貸借取引支払保証金	-	20,298	責任準備金	25,796,310	25,821,788
買入金銭債権	486,270	520,122	社員配当準備金	413,851	390,010
金銭の信託	2,191	6,108	再保険	682	434
有価証券	20,385,369	21,409,726	社債	52,845	53,695
貸付金	6,343,001	5,782,954	その他負債	1,000,650	1,008,453
不動産及び動産	1,331,400	1,303,844	退職給付引当金	421,876	445,009
再保険貸	93	107	偶発損失引当金	25,921	-
その他資産	564,123	431,325	価格変動準備金	167,453	180,453
繰延税金資産	3,884	3,332	繰延税金負債	49,144	95,172
支払承諾見返	526	1,110	再評価に係る繰延税金負債	3,281	15,373
貸倒引当金	27,762	15,396	支払承諾	526	1,110
投資損失引当金	276	103	負債の部合計	28,245,732	28,285,772
			(少数株主持分)		
			少数株主持分	1,604	2,045
			(資本の部)		
			基金	230,000	140,000
			基金償却積立金	70,000	220,000
			再評価積立金	248	248
			連結剰余金	332,161	226,423
			土地再評価差額金	5,816	27,248
			株式等評価差額金	833,996	1,015,229
			為替換算調整勘定	1,284	1,267
			資本の部合計	1,470,938	1,627,881
資産の部合計	29,718,275	29,915,699	負債、少数株主持分及び資本の部合計	29,718,275	29,915,699

(4) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		平成15年度	平成16年度
経常	経常収益	5,090,418	4,779,180
	保険料等収入 資産運用収入 利息及び配当金等収入 有価証券売却益 有価証券償還益 その他運用収益 特別勘定資産運用益 その他経常収益	3,420,801 992,139 614,842 129,032 4,890 29,120 214,253 677,476	3,530,344 862,074 638,840 124,809 3,932 32,525 61,966 386,760
損益	経常費用	4,815,045	4,540,065
	保険金等支払 年金給付 解約返戻金 その他返戻金 責任準備金繰入額 支払準備金繰入額 社員配当金積立利息繰入額 資産運用費用 支払利息 金銭の信託運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸付金償却 貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 事業費用 その他経常費用	3,565,059 924,297 269,915 574,978 1,313,174 482,694 160,644 147,243 - 13,401 228,033 4,751 50 103,459 2,668 2,789 24,172 48,206 924 17,859 23,151 427,840 433,466	3,411,184 846,083 287,787 525,233 1,396,106 355,973 37,935 - 25,478 12,456 242,497 7,743 134 111,719 5,355 2,640 17,334 55,293 57 17,072 25,146 420,421 428,027
特別損益	経常利益	275,373	239,115
	特別利益 不動産動産等処分益 貸倒引当金戻入額 投資損失引当金戻入額 債権売却損失引当金戻入額 証券取引責任準備金戻入額 その他特別利益	30,452 1,132 20,589 119 8,610 0 0	16,015 8,072 7,767 173 - - 2
特別損益	特別損失	191,230	80,987
	不動産動産等処分損 偶発損失引当金繰入額 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	59,374 25,921 80,000 25,934	42,133 - 13,000 25,854
少当	税金等調整前当期純剰余	114,595	174,143
	法人税及び住民税等	36,998	77,178
	法人税等	21,901	43,359
	少数株主調整利益	148	427
	当期純剰余	99,349	139,896

(5) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	平成15年度	平成16年度
連結剰余金期首残高	278,146	332,161
連結剰余金増加高	101,992	140,059
当期純剰余	99,349	139,896
その他	2,642	162
連結剰余金減少高	47,976	245,797
社員配当準備金	42,332	70,076
基金償却積立金	-	150,000
基金利息	4,120	4,120
土地再評価差額金取崩額	1,227	21,601
その他	295	-
連結剰余金期末残高	332,161	226,423

(6) リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	前連結会計年度末 (平成16年 3月31日)	当連結会計年度末 (平成17年 3月31日)
破綻先債権額	2,484	1,385
延滞債権額	40,772	24,200
3ヵ月以上延滞債権額	623	849
貸付条件緩和債権額	11,263	6,052
合計 (貸付残高に対する比率)	55,143 (0.87)	32,487 (0.56)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成15年度が破綻先債権額2,336百万円、延滞債権額11,385百万円、平成16年度が破綻先債権額2,309百万円、延滞債権額13,095百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、商法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

(参考) 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度末 (平成16年 3月31日)	当連結会計年度末 (平成17年 3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,765	7,578
危険債権	32,542	18,009
要管理債権	11,886	6,901
小計	55,193	32,490
正常債権	6,317,086	5,777,082
合計	6,372,280	5,809,573

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金((注)1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金((注)1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注)1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(7) セグメント情報

当社および連結される子会社及び子法人等は、生命保険事業以外の事業を営んでいますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しています。